

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（平成16年）

12月24日京都市条例第28号）（環境局環境政策部環境指導課）

破産法の施行に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年1月1日から施行することとしました。

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年12月24日

京都市長 桧本 賴兼

京都市条例第28号

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(廃業等の届出)

第9条 凈化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により解散したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- (5) 凈化槽保守点検業を廃止したとき 凈化槽保守点検業者であった者
- (6) 法人が分割により浄化槽保守点検業を承継させたとき その法人

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(環境局環境政策部環境指導課)